

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和7年8月19日 午後1時22分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	櫻 井 健 一
副委員長	井 出 有 史
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	服 部 栄 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長	岩 井 雄一郎
保健福祉部長	羽 成 英 明
税 務 課 長	元 木 義 和
子育て支援課長	越 渡 貴 之
保健福祉部企画監	太 田 直 樹

出 席 書 記 名

議会総務課 主幹	川原場 智
----------	-------

議 事 日 程

令和7年8月19日（火曜日）午後1時22分 開 会

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 令和7年分の申告相談会場について
- (2) かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 市立やまゆり保育所民営化に向けた進捗について
- (4) かすみがうら市学区審議会委員の推薦について
- (5) その他

3. 閉 会

開 会 午後1時22分

○櫻井健一委員長

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、令和7年分の申告相談会場についてを議題といたします。

説明を求めます。

説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（岩井雄一郎君）

皆さん、ご苦労さまでございます。市民部長、岩井でございます。よろしくお願いします。

事件の（1）令和7年度分の確定申告の会場について、税務課の元木課長のほうからご説明いたします。よろしくお願いします。

○税務課長（元木義和君）

それでは、よろしくお願いします。

まず、資料のほうですが、令和7年分の申告相談会場についてということで書いてございますが、このまず（1）の令和6年度の申告相談会場の受付状況について、令和6年分については、下稲吉コミュニティセンター、千代田庁舎、霞ヶ浦コミュニティセンター、それぞれこの申告期間で申告相談を受けてまいりました。そうした中で、今年度旧あじさい館、霞ヶ浦コミュニティセンターのほうで改修工事に入ると。千代田庁舎についても消防署の建設に伴う工事を控えている、そして下稲吉コミュニティセンターにつきましても、今後廃止、そういうことも検討されているというような状況で、税務課のほうは市民窓口センターのほうに移動しましたので、選挙のときに市民窓口センターの共有スペースのほうで選挙を受けていたのもありまして、うちのほうでも大きさを測らせていただいたりそのようなことをして、申告相談会場がほかでできないので、今年度については市民窓口センターのホールの部分を使

って実施させていただきたいということを今回お願いしたいと思って、委員会のほうに出させていただきます。

令和7年分の申告相談については、案として令和8年2月13日から3月16日まで、申告相談会場は市民窓口センターということで、配置図のほうの選挙をやった辺りと同じところで申告相談会場を設けて、予約制ということで実施したいと考えております。

また、本日委員の皆さんのほうに資料を配らせていただいておりますが、こちら確定申告についてはパソコンやそれからスマホを使った申告でお願いしたいというのが、国を含めて税務署、そして市のほうとしてもできるだけマイナンバーカードを使ってやっていただきたいというようなことで宣伝等もしております。そうした中で、今年度は工事の都合もあるので、できればこういった形でやらせていただきたいというお話でございます。

ただ、本当に最近ではふるさと納税とか、あと医療費控除とか、サラリーマンで今まで昔はほとんど申告しなかった人が、そういったことによって確定申告をしなくちゃならないというようなケースも増えてきていますので、税務課の職員も人数が限られている。ほかの過去の経験者をお願いしてやっているような状況なんですけど、なかなか今までも当日具合が悪くて来られないといった場合に税務課の職員が向かったりするわけですけども、場所が今までは別なところでやっていたりすると時間がかかったりすると。窓口センターのほうであれば税務課がありますので、スポット的にその職員を交代で入れるようなこともできるし、また、今までは個人情報の資料を霞ヶ浦コミュニティセンターから千代田庁舎の税務課までそういった個人情報を持って移動をしていたわけですが、そういうことがなくなるということになりますので、税務課のほうとしては、今後市民窓口センターのほうでずっと進めていただければいいなというふうに考えておりますので、ご協議よろしくをお願いします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

下稲吉コミュニティセンターと千代田庁舎、これは今の市民窓口センターに変わるというのはいいかと思うんだけど、いろいろ理由言っているけれども、やっぱり霞ヶ浦コミュニティセンターというのは、いわゆる霞ヶ浦地域の核になっているから、ここを外すというのは、いろんな理由があつたとしても、これは外すべきじゃないと。これを外せばますます不便になっちゃうんですよ。これでやればいいとかいろんなことを言っているけれども、それはそれで今までの実績を見たら、やっぱり霞ヶ浦コミュニティセンターは必ず開設すべきだというふうに思います。いかがですか。

○税務課長（元木義和君）

令和7年分につきましては改修工事が入ってしまいますので、スペースがないということで今年度は難しいというのがありますので、そこは今年度はどうしても市民窓口センターということになるのかなというふうに考えております。

○佐藤文雄委員

ブロック別に工事をやるというふうに聞いているんだけど、霞ヶ浦コミュニティセンターの工事そのものは。全てずっと使えない状況じゃないと思うんだよね。だから、こういうスペースはきちっと空けておいて工事のほうをスケジュールを調整すれば、今だったらまだ8月でしょう。そういうふうな工程を組めばいいんじゃないですか。まるっきり使えないわけじゃないから、ブロック別にやるということになっているわけだからそういうふうにすべきだと。絶対反対だ、俺は、困っちゃうよ。

○税務課長（元木義和君）

コミュニティセンターの改修工事が、申告会場を使っているところが改修工事なので、スペース的にできるのがそこだったものですから、来年度は今年そこに図書館が移動して、図書館のほうをすぐ後直すというような話を聞いておりますので、今年度はどうしても難しい。今年度、来年度は難しいというふうに考えております。

○佐藤文雄委員

いや、調整できないかと言っているの。調整をできないかじゃなくて、調整すべきだというふうに言っているわけだよ。やっぱりこういうみんなが霞ヶ浦コミュニティセンターでこれ2,000名の方が利用しているわけだから、それを調整して考えるのが当然じゃないかと言っているわけ。これ役所の都合で言っちゃ駄目だよ、住民の都合でやらなきゃいけないわけだから。住民のための役所なんだよ。役所のための住民じゃないんだから、それを逆転しないでよ。これをしっかりと受け止めて、霞ヶ浦コミュニティセンターで申告ができるようにというふうに変更してください。

○税務課長（元木義和君）

基本的に、令和6年度の実績もそうなんですけれども、実際、霞ヶ浦コミュニティセンターのほうの申告期間は、千代田地区の方が3割、霞ヶ浦地区の方が7割、下稲吉コミュニティセンターが千代田地区の方が8割、霞ヶ浦地区の方が2割、そういうふうに結局はその申告をやる方が自分の日程の都合のいい日ということで、市内で1か所しかやっていませんので、どちらにしろ来る方は今の時代ですから自家用車で来てやっているような方向なので、できればうちのほうとしては、個人情報運ぶとかそういったマイナス面もあるので、できれば市民窓口センターのほう1か所をお願いしたい。大会議室のほうの改修ということで聞いていますので、実際そこがうちのほうで入り込めるかどうかまでは確認はしていないんですが、できれば千代田窓口センターのほうでやらせていただきたい。

○櫻井繁行委員

最初に少し佐藤委員が今おっしゃっていただいたので、ちょっと関連なんですけれども、どっちかというと行政側の都合でとかになってきちゃうと思うんですけれども、やっぱり市民に混乱なきようにしっかりと申告をしていただくということが必ずベターなことだと思うので、例えばなんですけれども、霞ヶ浦コミュニティセンターが改修に入ってしまうことによって、霞ヶ浦地区でも何となく例えば霞ヶ浦庁舎であったりとか、何か拠点として1か所ずつ置けるようなことは可能なのかなというふうに考えるんですけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○税務課長（元木義和君）

霞ヶ浦庁舎の大会議室も、待合室を含めるとちょっと難しい感じなんです。霞ヶ浦コミュニティセンターの大会議室は大きいところなので、あと農業委員会の総会とか定期的にもう決まっているものもあるのでなかなか入り込めない。ウェルネスプラザも確認したんですけれども、もう健診等が入っているので、長期間うちのほうで入るところが難しい。

うちのほうの勝手なんですけれども、1番はその当日来れないという方がいたときの補充が結構苦労しているということで、昔の申告というのは朝ばつと人が来て順番で受け付けていたと思うんですけれども、今はもう電話とパソコンによって時間をこの時間に来てくださいということを言っていますので、待合の数もそれほどはないということなので、霞ヶ浦庁舎の大会議室ですと、あそこ1つだけだとちょっと申告会場としては待合の部分が取れない感じなのかなと。あとは農業委員会の総会とか定期的にもう入っているので、なかなか入り込める場所がなかったという感じなんです。

○櫻井繁行委員

おっしゃっていることも理解はしますけれども、令和6年度の状況を見ると、霞ヶ浦コミュニティセンターは大体2週間弱ぐらいが申告期間としてあったわけですから、少し可能性として課長おっしゃったように、例えばウエルネスプラザであったりとか霞ヶ浦庁舎、それが例えば1週間程度になってもいいし、その空いているところで少し対応ができれば、少し市民の感覚も違うのかなという気もしますし、横の連携も必要でしょうけれども、そこは今後検討というか調整のほうをお願いしたいなというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうかね。

○税務課長（元木義和君）

こちら昨日市長のほうには打合せをさせていただいて、こういう状況なのだという今言ったようなことを説明させていただいて、取りあえず委員会に諮ってくださいということだったんです。

先ほど言ったとおり、結局申告をやる人というのは、やっている日、自分の都合のいい日に予約を入れてきますので、場所がここでなくちゃ駄目というのはあまりないかと。逆に3か所でやっていると、時間に来なくて連絡したときに間違って下稲吉コミュニティセンターに行ったとか、千代田庁舎じゃなかったのか、旧あじさい館なのかなんて言われることはよくあったんですが、全体的に見ても今予約システムでやっていますので、場所もここじゃなきゃ駄目だというようなそういった意見もあまりうちのほうとしては聞いていないので、聞いていないといったらおかしいんですけれども、本人はやるしかないからということで来ると思うんですが、つくば市とか土浦市、つくばみらい市、笠間市なんかも、もう庁舎1本で人が足りないということでもうそういうふうにやっていますので、うちのほうもその人の確保も大変ということで、税務経験がない人、昔は新人職員の研修は何年かやったことあるんですけれども、それで申告を間違ってトラブルになったケースもあるので、なかなか今も税務経験ある人が異動先で仕事を持っているのに、制度改正もままならないまま来てもらって手伝ってもらったりしているので、なかなか厳しい状況には変わりないんです。つくば市なんかは、もうサラリーマンの方の医療費控除だけとかそういうのは役所のほうで受けません、自分でスマホ申告でお願いしますというふうに、もう件数が多過ぎてどこも受け切れないような状況ができていますので、若い方には特にこのマイナンバーカードを使ったe-Taxをお願いしているような状況です。

○櫻井繁行委員

現場の事情もよく分かりました。

ただ、市民に対して混乱ないように進めていただくということが一番だと思いますので、その点は重々お願いしたいと思います。

あと、昨年度、令和6年度のこの申告件数見ると4,700名になると思うんですよね。令和7年度1か所で事前予約だということですがけれども、1か月ちょっと受付期間ありますけれども、これはどういった1日どのくらいとか受付、その事前予約の制度、その辺の少し概要を教えてくださいませんか。

○税務課長（元木義和君）

一応1日当たり8枠は設けてあるんですが、完全に入れるのは7人設けていまして、時間20分間で午前・午後で分けていますので、27枠で189人。

○櫻井繁行委員

1日。

○税務課長（元木義和君）

はい、1か所で。ただ、物すごく時間かかる人もいるんです、中には。事業収入とかで不動産もある、農業もあるという時間かかる人が。そうすると20分で終わらない場合があるので、1台余裕でパソコンは置いておいて、もう長くなって次の人が入れないときはそこに向けるとか、いろいろそういった調

整をしながら進めているんですけれども、そこも税務課職員が少ないとなかなか厳しいような状況です。

○櫻井繁行委員

厳しいのはもちろんマンパワー不足もあって重々承知なんですけれども、この1か月ちょっとで4,700人を処理できるキャパはこの事前予約制で担保できるのかなというのが知りたかったんですけれども、大丈夫なんですかね。

○税務課長（元木義和君）

日によって家族全員分を持ってくる人なんかもいますので、基本的には4,700人以上こなせるような形にはなっています。ただ、本当に申告は人によって違うので、なかなかかかる人はもう税理士にお願いしてもらいたいというのがうちのほうの本音です。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○服部栄一委員

この相談を受けている人数が4,700人ということで、その中で、e-Taxを使う人という人はどれぐらいいますか。

○税務課長（元木義和君）

スマホ申告の数はこの4,700人のほうには入っていません。うちのほうでもらって、そこで入力してというふうな制度と。各申告期間前に税務署のほうで来てもらって、広報誌とかそういったものに載せてスマホ申告の相談会を開きますということとかもやっていますので、実際令和4年でいいますと4,430人ぐらいはスマホとかパソコンです、税務署に送っています。令和5年が4,481人、令和6年が4,532人ということで、毎年50人程度ずつそのe-Tax的な申告の数は増えています。できるだけ税務署も物すごく混んじゃいますし、市のほうも予約いっぱいということもありますので、できるだけこれを進めていくような形で考えています。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございますか。

○櫻井繁行委員

1点だけすみません。

ちょっと関連で元に戻っちゃうんですけど、先ほど1日189人程度は、20分という間隔があるからというお話はあったんですけれども、189人申請を処理したとして、30日だと5,670人ぐらい処理できちゃうんですね。そうすると、何かすごい逆にタイトに詰め過ぎているような気もするんですけれども、ある程度5,000人ぐらいのキャパで予約を受け付けながらのほうが、逆に言うと職員さんたちなんかも楽になるところがあるのかなと思うんですけれども、その点いかがですか。

○税務課長（元木義和君）

すみません、この中に土日も入っているので、そうするとそれぐらいの数字になるかなと。

○櫻井繁行委員

ちょっとそれをしっかり出してもらえますか。

○税務課長（元木義和君）

一応、下稲吉コミュニティセンターが7日間、千代田庁舎が8日間、霞ヶ浦コミュニティセンターが11日間行っています。

○櫻井繁行委員

申請期間あるんでしょうけれども、逆に土日祝日はもちろん受け付けていないということでしょうか

ら、実数も受け付けている日数もこの資料へ入れていただいて、なおかつこの令和7年度の受付期間においても、そうすると実質何日になるかというのが変わってきますよね。その辺も資料にしっかり入れていただきたい。これ全員協議会でまたあるんでしょうから、そのところもちょっとご説明いただけますか、令和7年度について。

○櫻井健一委員長

日数と土日の件も併せてということで。

○税務課長（元木義和君）

ちょっとすみません、今ここで確認できないので、その土日の、日曜日も3回やりましたので、日曜日に。

○櫻井繁行委員

ちょっと今課長がおっしゃったことは、お話を聞くと分かるんですけども、それを資料を通して見ないと僕たちも全て把握できないので、その日数があって、こういった根拠があってこの4,700人を1日当たり189人で組んで処理していくのかというところが大事になると思うので、それが分かる資料をぜひつけていただきたいと思うんですけども、いかがですかね。ちょっとこれからじゃ、その意図が分からないんです。

○税務課長（元木義和君）

じゃ、そういった資料も含めまして、全員協議会のときでよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

できれば事前に文教厚生委員会、今日せっかく議題で上がっていますので、ちょっと検討として出していただければと思うんですが、いかがですか。

○税務課長（元木義和君）

令和6年度の申告相談の受付者の集計表というのは、細かい日にちごとを持っていますので、それでよければ、今ちょっとコピーでよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

暫時休憩で。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 1時46分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時56分]

○税務課長（元木義和君）

それでは、会議資料のほう、来年度の計画スケジュール等を含めもう一度見直して、その辺直して訂正させていただいて全員協議会に諮ればと思いますので、よろしくお願いします。

そして、私、下稲吉コミュニティセンターについての発言の中で廃止と言いましたが、窓口機能の変更などを含めて今後検討するということなので、発言を訂正させていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 1時57分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時05分]

○市民部長（岩井雄一郎君）

先ほどご質問いただきました全員協議会を含め、場所の再検討も含め、もう一度市長と副市長とも打

合せをしまして検討をしてみたいと思いますので、それでいかがでしょうか。

○櫻井健一委員長

それで大丈夫でしょうか。

○櫻井繁行委員

しっかり検討していただいて。

○市民部長（岩井雄一郎君）

骨子案を含め検討をしてみます。

○櫻井健一委員長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

それでは、質問等もないようなので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。〔午後 2時06分〕

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時07分〕

次に、かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この案につきましては、子育て支援課、越渡課長から説明いたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

資料、かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、令和8年から全国的に始まります乳児等支援事業、こども誰でも通園制度ということで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境の整備と子育て家庭への支援を強化するために創設された制度となります。保護者の就労の有無にかかわらず保育所等を一定時間利用できるもので、繰り返しになりますが、令和8年度より各自治体で少なくとも1か所実施する必要があります。

なお、令和7年度現在は補助事業で実施しております。

対象者は、保育所に通っていない6か月から3歳未満の子ども、利用方法は月10時間以内ということで、時間単位で利用できるようになっております。利用料は、現在300円程度となっておりますが、来年度からは給付化されまして、利用料のほうは1時間当たりの費用として公定価格が設定されます。利用料の在り方、利用時間について、こちらのほうは現在も国で検討が続いている状況でございます。

2つ目、実施に向けた準備、条例を2つ制定する必要があります。

まず、1つ目、大きな表題に上がっております認可基準条例、こちらは受入れ施設の人員配置、面積、そういった施設の事業に必要な基準を定めるものでございます。こちらにつきましては、令和7年第3回定例会に提案を予定してございます。

2つ目の四角で、こちら実施事業の認可ということで、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見聴取が事前に必要となっております。

2つ目の条例、確認基準条例となります。こちらは、利用定員の設定、給付の対象など適格かを判断する基準を定めるものとなります。こちらにつきましては、令和8年第1回定例会に提案を予定しておりますが、国の業務の進捗次第では令和7年12月、第4回定例会に提案を想定されるところでございます。

最後に、認可基準条例、改めまして認可基準条例、第3回定例会に提案予定のものなのですが、こちらは国の基準、こちらを基に同一の内容で規定をしてございます。

最後になりますが、先ほども申し上げましたけれども、利用料、給付などについては、国で検討している段階で決まっておりません。この点については、令和7年度の事業をおおむね踏襲し、現在の水準を前提に議論が進むのではないかと思います。秋にはおおむねの方向性が出るかと思います。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは、こども誰でも通園制度という、通称そういうふうに言われているものだと思うんですが、これを今度の9月の定例会に提案するというふうになっていますよね。これどういうことなんですか。これ中身がまだ十分に決まっていないのに提案するんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらの運営に関する基準を定める条例については、国のほうで案が示されましたので、そちらを基に策定してございます。ただ、2本目の確認基準条例、黒い四角3つありますが、3つ目の確認基準条例、こちらについては、まだ国のほうから示されておきませんので、こちらは見込みとして令和8年の第1回定例会を予定しております。ですので、最初の認可条例、こちらについては国の基準が示されておりますので、そちらを基に策定しましたので、第3回定例会のほうに提案させていただくことになっております。

○佐藤文雄委員

これどういう中身ですか。面積などの施設・事業に必要な基準を定めると、これ今の保育所がありますよね。それから民間もありますよね。これ全部対象になってくるんじゃないですか。こども誰でも通園制度については、全ての保育園、あと認定こども園も含めて全部が対象になってくるんじゃないですか。そうすると、面積とかの施設・事業に何か変わってくるものが出てくるんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こども誰でも通園制度につきましては、希望する園、施設で基準を満たせば開設できるというような内容となっております。

条例の内容なんですが、施設の受け入れる部屋の面積であつたりとか、子ども1人当たり何平方メートルが必要であるとか、そういった細かな内容を定める条例になっております。それに基づいて受け入れる施設としてこども誰でも通園制度の部屋として提供される形です。

○佐藤文雄委員

つまり、この基準を設けるというのは、このいわゆる乳児等通園支援事業のために設けるという意味ですね、そういう意味では。今の民間保育も含めて事業をやっていますでしょう。その事業そのものについては全く関係ないと。関係ないというか、それとはまた別でこども通園制度というか、この通園支援事業のための条例を新しく設置するということですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

そういうことになります。

ただ、ちょっとややこしくなるんですけれども、こども誰でも通園制度の場合、専用の部屋を設けてやる場合と、通常の保育園の園児と一緒にやる併設型というものもございますので、2つの手法がございます。

○佐藤文雄委員

非常に分かりにくいと思うんだよね。今言ったけれども、全体的な施設の対象になる施設が、本市の保育園だったり、また民間の保育園だったりがその対象になると思うんだよね。そこで、今言った施設型だとか、それだと特別設けるものとか、一緒にやるものだとかという、こういうところについての説明が全くないままに理解しろと言っても無理なんじゃないかな。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

そのことについては、ちょっと資料では説明してございません。大変申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

だから、これをだって定例会の第3回の定例会、今度の9月だよ、9月に出すんだよ。それで賛否を取るわけでしょう。新しく設置をするということにしても、それをちゃんと説明できる資料を出さないで、はい、承認してくださいというのは無理なんじゃないですか。今、形態がいろいろ、私もいろいろ勉強しているんだけれども、誰でも通園制度という制度そのもののいろんな問題があるんですよ。だから、どういう形なのかというのがまず我々がイメージできるものを出してくださいよ。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、分かりやすいものを作成して提出させていただきます。

○櫻井繁行委員

上位法があって、徐々に具体的に決まっていくところもあると思うんですけれども、そうはいっても各自治体で少なくとも1か所は実施をするということはもうお達しとしてあるんでしょうから、そういった中で何となくイメージするのは、基本的にはまず公立の施設、公の施設をこの制度にあてがっていくということが想定できるところなのかなというふうに思っているんですけれども、かすみがうら市としては、その令和8年度の考え方としてどういうふうに考えているのかお聞かせ願えますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

現在予定しておりますのは、来年、わかぐり保育所で開設予定をしております。

○櫻井繁行委員

その辺のところ具体的に決まってくるというのが、やっぱり令和8年度第1回の定例会というふうに解釈をすればよろしいですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

完全に2つ目の条例が出来上がるのが、国から示されている自治体が進めるべきスケジュールとしては令和8年第1回定例会ということになっておりますが、国の検討のほうの進み具合によっては令和7年第4回定例会に早まるというところでございます。

○櫻井繁行委員

最後確認ですけれども、少なからず令和8年度、4月からは、こういった制度を導入して子育て支援も含めたものが始まっていくと、日本全国の自治体でというふうな解釈をしていけばよろしいということですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

おっしゃるとおりでございます。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

○佐藤文雄委員

これ問題がいろいろ出されているというのは、スマホで申し込んでスマホで対応できる、これ国のシステムの中で利用するという形になると思うんだよね。つまり、市町村は関係なくなるんだよね、市町村は。この点についてどういうふうに説明できますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

来年度からの本格実施に当たっては、国のシステムから予約ができるような形になります。ただ、今は令和7年度は補助事業で実施しているんですが、先ほどの説明の中でも申し上げましたが給付化されます。そうしますと、利用者が支払う利用料以外に1時間1人当たり幾らという金額が法定価格、こちらこれが給付されますので、その部分については市町村が給付していくような形になりますので、園と利用者だけの関係ではないということになります。

○佐藤文雄委員

この私の学習資料の中に、子ども1人当たり年齢に応じて1時間850円から1,300円出来高払いとなつて、2026年、来年の給付化に当たっては、新たな公定価格が設定されるということになっているから、実施そのものは来年度でしょう、2026年でしょう。だから、新たに公定価格が設定されると。だから、利用者は1時間当たり300円程度だけでも、その補助単価というのは、今わかぐり保育所ということのをこども誰でも通園制度の対象にしようとするれば、その分の補助単価というのはかすみがうら市のほうに入金されるということになるんですよね。そういうことになるんだよね、確認。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 2時23分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まず、私立保育所で実施した場合、こちらについては、公定価格の料金は私立保育園にお支払いになります。ちょっと公立のほうなんですけれども、公立の場合の公定価格の料金が入ってくるかというのは、大変申し訳ないんですが、不明瞭な部分がありましてお答えできないです。申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

わかぐり保育所というのは公立でしょう、この分だけ唯一残すわけだから。今言ったように民間も対象になって、そこを1か所というふうに、例えば千代田保育園を通園制度にしますよというふうにしたら、その民間の保育所に公定価格が入るというのは分かりますよね。これは今までもそういう仕組みになっていなかったか。かすみがうらが一旦受け取って民間のほうにその公定価格を支払うという委託方式でしたか、その点確認します。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

法定代理受領という方式で市から民間保育所にお支払いしています。

○佐藤文雄委員

いや、だからその違いを今私が聞いているから、このこども誰でも通園制度になった場合は、これまでは委託のような形でやっていて、国から来た公定価格の総額をその分を市を通してその民間の保育園に支払いをすると。今度はこども誰でも通園制度になれば、市は関係なくなりますよと。直接国のほうからこの新しい保育園、対象となる例えば千代田保育園を対象とした場合、なった場合はそっちに直接

国からお金が公定価格が入りますよということなんですかということなんです。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

民間保育所への支払いについては、市を通して保育所のほうにお支払いという形になります。

○佐藤文雄委員

そうでしょう、最初言ったのと違うじゃないか、最初言ったのと違うじゃないですかというの。最初は民間の場合は直接支払いを受けますと言ったでしょう。直接じゃないでしょう、だから。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

市を通して払うという形です。

○佐藤文雄委員

だから、市のほうが国から公定価格の総額を受け取って、その分を民間の対象になった保育園に支払いをするというのは、今までと変わりませんということですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

わかりづらい説明で申し訳ございません。そういう形になります。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

○佐藤文雄委員

やっぱり子育て支援における市町村の役割が後退するというんだよ、これがこのやり方を取ると。それから子どもが適切な保育を受けることができるのかという問題もあると言われているの。とにかく面談は想定されていないんだと、面談、子どもの面談。それから慣らし保育も想定外なんだと。だから、それで本当に保育が提供できるのかという問題があるという話なんだよね。

それから、支援に必要な家庭の保育に役立つのかということも言われているらしいんだよね。特に問題なのは、これはネグレクトされている子どもたち、そういう子どもたちも対象になってくるから、受け入れるほうの保育所も大変になってくるというんだよね。

だから、これどうしても1か所を今回設置しなきゃいけないということはどこかにありますか。必ず1か所をやりなさいという、そういう強制的なものが何か文章ありますか、1か所つくれと、上からの指示で。そういう通知あるか。

○櫻井健一委員長

休憩しますか。

〔「ちょっと休憩で」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 2時30分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時35分]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

佐藤委員からのご質問については、改めまして詳細調べまして、先ほどの資料とともに提出させていただきます。

○櫻井健一委員長

先ほどの資料と共にガルーンか何かで出してくれるということでよろしいんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらで調べて早急に提出できるようにしたいと思います。

○櫻井健一委員長

分かりました。

○佐藤文雄委員

あと、今暫時休憩の中で言ったんだけど、やっぱり面談をするかしないか、それから慣らし保育があるのかどうか、そういうこちらのほうは保護者が記入した情報などを見るだけで面談なし、慣らし保育もないという状況できちっとした保育が提供できるのでしょうかというふうに専門家の本の中には書いてあるから、そこがどうなっているのかも調べてくれますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

併せて調べさせていただいて、資料をお出ししたいと思います。

○櫻井健一委員長

お願いします。

ほかに質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質問等がございませんので、本件を終結いたします。

次に、（３）市立やまゆり保育所民営化に向けた進捗についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちらの案件につきましても、越渡課長から説明させていただきます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

市立やまゆり保育所民営化に向けた進捗について。

かねてより、こちらについては報告をさせていただいているところではございますが、改めまして進捗についてご報告させていただきます。

市立保育所運営計画により、現在民営化を進めている市立やまゆり保育所でございますが、学校法人明光学園と民営化に関する基本協定を締結いたしました。そして保護者説明会、こちら３回目、こちらを実施しまして、併せて民営化後の保育所運営等に関する合意形成を図るため、保護者代表、学校法人明光学園、そして市による三者協議の場として、かすみがうら市立やまゆり保育所民営化に係る実行委員会を設置・開催いたしましたので、ご報告いたします。

１つ目、かすみがうら市立保育所の民営化に関する基本協定の締結ということで、令和７年５月２３日に学校法人明光学園と民営化の具体的な内容、進行方法、スケジュール、そういったものについて協定を締結いたしました。協議内容といたしましては、民営化の目的、方針、基本的な方向性、民営化後の運営体制、管理方法、財産の取扱いといったものとなっております。

２つ目、保護者説明会（第３回）ということで、こちら６月２０日にやまゆり保育所のほうで保護者のほうに説明をしております。保護者は４０名出席いただきました。そのほか明光学園で７名ご出席をいただいております。説明の内容なんでございますが、民営化の進捗状況、そして明光学園による引継ぎに関する説明、そして先ほども申し上げましたが、保護者、明光学園、市の三者による民営化に向けた引継ぎ、準備に関すること等を協議する実行委員会を設置いたしました。

３つ目、かすみがうら市立やまゆり保育所民営化に係る実行委員会（第１回）ということで、７月２９日にやまゆり保育所で開催いたしました。出席者は、保護者代表３名、明光学園６名、市の職員４名と

ということで、あらかじめ取った保護者アンケートにつきまして、明光学園のほうからバスの送迎費用、制服・服装、英語指導について説明がありまして、三者による率直な意見交換、質疑応答が行われました。

4つ目、主な経過と今後のスケジュール、こちらにつきましては、令和7年5月20日に文教厚生委員会に報告をさせていただきました。同5月23日には学校法人明光学園と、先ほど説明しました基本協定を締結しております。5月27日には全員協議会へ報告、6月20日には、先ほど説明した保護者説明会（第3回）となります。7月29日は、先ほど説明しました実行委員会開催となっております。

今後の予定なのですが、8月に第2回の実行委員会を開催しまして、10月には新年度申込受付開始、11月に合同保育、県への事務事務、こちらは保育所の廃止等の届出となります。12月には財産処分、市保育所設置条例の改正というところは令和7年第4回定例会のほうに提案をさせていただきます。最後に、令和8年4月に民間保育園開園という予定でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

財産の取扱いについては、令和7年12月の予定のほうに提案なのかもしれませんが、現状どのようなになっているかというのは伺いすることはできますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

財産のほうですが、建物と土地でございます。こちらについて、建物については無償譲渡ということになります。そして、土地の部分につきましては3年間の無償貸与、そして3年経過後、保育園の運営状況、こちらのほうを見まして無償譲渡となります。

○櫻井繁行委員

建物は無償で、土地については3年間まず暫定的に無償で提供して様子を見て、その後、経営状況を見てというお話ですけれども、どちらかというと民間、その保育園のほうにはすごくメリットが多いような気がするんですけれども、もちろん民間活力は大事なことだと思っていますけれども、結構この自治体もそのようなやり方がやはり多いんですかね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

そういうやり方でやっている自治体が多いようです。

○櫻井繁行委員

ほとんど。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ほとんどとは言いませんけれども、多いと思います。

○櫻井繁行委員

分かりました。

それと、保育士さんとかの雇用についてです。

何か以前このまま雇用したいというようなお話もあったというふうにお伺いしたんですけれども、再任用の保育士さんも含めてどのような形で令和8年4月から進めていくのかということをお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

職員の雇用は、令和7年6月頃から明光学園のほうで面談を実施しております。面談は希望者につい

て実施し、結果を申し上げますと、会計年度の保育士現在10名おられますが、そのうち6名は継続的に雇用を希望しているということでございます。

○櫻井健一委員長

ほかに。

○櫻井繁行委員

あと4名は辞めるということ。あとは、正規雇用の保育士さんについては、やまゆり保育所からわかぐり保育所のほうに異動になるということですか。その辺も少しお伺いしたいんですけども。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

正規雇用の保育士につきましては、櫻井繁行委員おっしゃいましたとおり、わかぐり保育所等への異動になる予定でございます。

○櫻井繁行委員

具体的に何名の方が異動するのか、もし分かればお伺いしたいんですけども。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

正保育士9名が異動する予定となっております。

〔「わかぐりなのかと言っている」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

続けてお願いします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

基本はわかぐり保育所となっております。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○櫻井健一委員長

ほかに。

○久松公生委員

今の雇用の件に関連しているところもあるんですけども、そう考えると、会計年度任用職員さんが10名から6名で、正規が9名ということで、トータル19名ぐらいの人が今までいました。その中で6名は残ってくれますが、あとは明光学園とかそちらのほうで補うというか、それはサービス低下しないように、その辺はもう確約されているというか、その辺を補うような方向性でもちろん進めていると思うんですが、確認したいと思います。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

明光学園のほうも保育士の募集のほうを実施しておりまして、ちょっと何名の申込みがあったとかというのは確認はしていないんですけども、現在雇用に向けて作業を進めているところでございます。

○久松公生委員

今のそういう先生とかの問題は、保護者も心配していらっしゃるところもあると思うんですが、そういったのはこの実行委員会とか保護者会とかのほうでは恐らく話が出たと思うんですが、それぞれそういう説明は同じような説明をしているんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

明光学園のほうで雇用に関する面談を実施していると、そういった部分で保護者会での説明はさせていただきました。ただ、その時点では何人とかという人数までは分からなかったのも、まだ報告はしておりませんので、今回初めてそれだけの希望者がいると明光学園のほうから聞きましたので、ご報告を

させていただきました。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございますでしょうか。

○佐藤文雄委員

労働条件の問題、会計年度職員の労働条件の問題、この間聞いたと思うんだけど、労働条件のほうはどうになりましたか。今度は会計年度職員じゃなくなるわけでしょう。いわゆる明光学園の職員になるわけだから職員になるわけだね。それは正職員じゃないかなと思うんだけど、そうすると労働条件については聞きましたか。聞くように言っておいたよね。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 2時50分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時52分]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

具体的な金額でお答えさせていただきます。

保育士でございますが、短大卒で月固定給が25万456円、大学卒で月の固定給が25万9920円。

○佐藤文雄委員

今回、来年度、令和8年度になると思うんだけど、そのときの乳児・児童の活動はどのぐらいになる予定ですか。全体で13名の保育士で対応するというふうなことを言ったかな。それは分かりますか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時54分]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

利用定員といたしましては、85名を想定しております。

○佐藤文雄委員

定員はね。

○櫻井健一委員長

現状と見込みを知りたいということです。

○佐藤文雄委員

内訳後で出してもらってもいいよ。

○櫻井健一委員長

では、後ほど内訳、現状と想定の内訳を後ほどガルーンでまた資料になってしまいますが、お願いできますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

それでいいです。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございますでしょうか。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

以前、名称についてなんですけれども、ルンビニーやまゆりこども園という仮称がついていたと思いますが、この審議していく中の委員会の中で、この名称については何か触れられることとか進捗とかありませんでしたでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

実行委員会の中でも、名称については触れられております。違う名称のほうがよろしいんじゃないかということで保護者のほうから発言がございました。

〔「まだ決定していないということ」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まだ決定はしておりません。

○櫻井健一委員長

ということは、仮称から変わる可能性が高かったりすると。そのときの提案があったお名前ですとかそういうものがあれば教えていただければと思いますが、そこまでお話になっていればということなんですけれども、いかがでしょうか。

○井出有史副委員長

聞けますか。

〔「ちょっと暫時休憩で」と呼ぶ者あり〕

○井出有史副委員長

暫時休憩します。 [午後 2時55分]

○井出有史副委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時56分]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

保護者のほうからは、やまゆりこども園ではいかがでしょうかというような話は出たんですけれども、まだ決定はしておりません。

○櫻井健一委員長

先ほどの佐藤委員とも被るんですけれども、その会議の中で民営化にすることによって私たちは違うところに移りたいとかというような父兄もいらっしゃったんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

そういった方もいるということで、保育園の保育士のほうからは伺っております。

○櫻井健一委員長

分かりました。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井繁行委員

今日たしか内訳の資料なんかを出していただけたというお話があったので、今の現状、定数85名のうち70名の児童が保育園に行かれているんでしょうけれども、それが令和8年度どういうふうな推移になってくるのか、そしてともとも19名いた保育士たちが今のところ6名しか、残る方ということで考えればでしょうけれども、そうすると13名が不足しているように感じるので、そういったところも保育士がどういうふうに定数入ってくるのかとか、その辺の資料も内訳を出すときに少し分かりやすく確認できればありがたいと思うんですけれども、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

保育士全体の数につきましては、明光学園のほうにもちょっと確認してみたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

それでは、質問等がないようでございますので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。〔午後 2時58分〕

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時59分〕

次に、4つ目の議題で、かすみがうら市学区審議会委員の推薦についてを議題といたします。

委員の任期につきましては、令和7年11月1日から令和9年10月31日までとなっております。

暫時休憩します。〔午後 3時00分〕

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。〔午後 3時01分〕

ここで、どなたか1名をご推挙いただけませんか。

○櫻井繁行委員

引き続き現状の櫻井健一委員長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

本職を推選するという意見がございました。

お諮りいたします。

櫻井繁行委員からの指名のとおり、本職を推選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市学区審議会委員に本職を推選することで議長に報告いたします。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3 時 0 2 分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 健 一